

七、廢止 國民外交の確立  
八、廢止 財產税の高率累進賦課

九、團林權の確立  
十、耕作權の確立  
十一、團林契約権の確立

十二、最賃貸銀法の制定

十三、少年及婦人の夜間労働制の確立  
十四、八時間労働制の確立  
十五、工場法 鉱業法 海員法等の改正

十六、女子の公法上及私法上の於ける差別の撤廢

十七、女子の労働買入れの禁止  
十八、女子の教育及職業に關する一切の制限の撤廢

十九、失業 疾病 養老 災害保險制度の制定  
二十、冤罪並に不当拘束に對する國家の賠償

二十一、義務教育及職業教育期間に於ける一切の費用の國庫支辨  
二十二、居住権の確立

### 労働農民黨規約

第一條 本党は労働農民黨と稱し本部東京に置く

第二條 本党は党の綱領宣言及び決議を貫徹するを以て

第三條 本党は党の綱領規約を遵守する個人を以て構

### 第四章 機關

第四條 党大會は党の最高決議機關にして大會代議員

第五條 党大會は毎一年一回中央執行委員會之水を召集

第六條 議長及副議長は大會に於て選挙す  
第七條 中央執行委員會は党員三分一以上の